

青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

別添のとおり。

2. 変更理由

青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成23年8月に6回目の定期見直しを行って以降、約10年が経過したところである。

今般、平成30年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等について概ねの配置、規模等を示し、一体の都市としての整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものである。